

県立スポーツセンター
優先利用に関する取扱い（令和6年度）

特別優先

令和5年4月

神奈川県立スポーツセンター

令和6年度 県立スポーツセンターの優先利用に関する取扱い（特別優先）

1 特別優先について

令和5年度の特別優先の利用申込では、一般利用に優先して、令和6年度及び令和7年度のスポーツ行事について、以下の日程等で、受付及び選定等を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響など、不測の事態が発生した場合には、優先利用の受付等の手続を中止する場合がありますので御承知おきください。（中止した場合の影響について、県は一切の責任を負いません。）

2 申込受付期間

申込受付期間： 令和5年6月15日（木）から6月30日（金）まで ※必着

3 対象施設及び空き状況

県立スポーツセンターホームページに掲載されている「令和6年度施設の空き状況」を御確認ください。黒塗り部分は、予約ができません。

なお、大会の規模に応じて、アリーナ2、陸上競技場、球技場は、1日単位で予約受付を整理します。

また、大会の規模に応じて、アリーナ2については建物単位で予約受付を整理します。

【留意事項】

※ スポーツアリーナ1のすべての施設は、改修工事のため、令和6年度は御利用いただけません。

また、工事の進捗次第で、期間延長の可能性もあるため、工事終了の見通しが立つまで、当分の間、令和7年度の予約受付も見送ります。

なお、受付再開に当たっては、ホームページ等で事前にお知らせします。

4 希望順位及び予備日

1行事につき第3希望まで申し込むことができます。

また、屋外競技かつ利用日が平日に当たる大会については、予備日を1行事につき1回設定することができます。予備日は第2優先の利用承認事務終了後に予約受付の案内をします。

5 申込方法

- (1) 申込者 スポーツ行事等の主催者
 - ・ 共催の場合は共催団体で調整し、代表団体名でお申し込みください。
 - ・ 代理で申込をされる場合は、委任状を添付してください。
- (2) 提出書類
 - ア スポーツセンターホームページに掲載されている「優先利用申込書」
 - イ 大会の内容がわかる書類（前年度の大会プログラム等でも可）
 - ウ 委任状（代理申込の場合）
- (3) 提出先 スポーツセンター管理課へ提出
- (4) 提出方法

ア 郵送 〒251-0871 藤沢市善行7-1-2
県立スポーツセンター管理課優先予約係あて

イ FAX 0466-83-4622

ウ メール

過去にメールで申込みされた方は、sc-yoyaku から始まる E メールアドレスよりお申し込みください。

初めてメールで申込みされる方は、e-kanagawa 電子申請システムにより、事前登録の上、お知らせする申込専用アドレスよりお申し込みください。

(5) 注意事項 一般利用の申込先と異なりますので、御注意ください。

6 利用目的の変更等

承認された優先利用については、他目的へ転用又は他団体等への譲渡はできません。

7 利用予約の変更等

利用申込した日程・時間・施設について、決定期限後に拡大することはできません。ただし、時間の縮小に係る変更は認めます。

8 予約取消等のペナルティ

承認された優先利用の予約取消等については、他の団体の利用への支障が大きいことから、次表のとおり、次年度で行う優先利用の申込について制限を行います。

なお、災害その他利用団体の責めに帰すことができない理由により予約していた施設を利用することができなかつたと認められた場合は、当該回数にカウントしません。

予約取消の内容	優先予約申込の制限（ペナルティ）
優先利用の予約取消	4月～翌年3月までの1年間に、当該年度に開催する行事を3回を超えて優先予約を取り消した場合、優先の区分に関わらず次年度の優先予約は行えません。 例 令和5年4月～令和6年3月までの間に令和5年度に開催する事業を3回を超えて取り消した場合、令和6年に実施する優先予約（利用年度は令和7年度）は行えません。

9 優先予約が重複した場合の選定方法

所長は、神奈川県立スポーツセンターの利用等に関する事務処理要綱第6条の規定に基づき、特別優先予約が重複した場合、原則として、同要綱第5条各項における号番の昇順に優先し、選定します。

なお、第3希望までに予約が確定しない場合は、別途申請者と調整します

【留意事項】

※ 第3希望まで記載がない場合、調整の対象外となります。

10 優先利用に関する基本的な取扱い

優先利用に関する「天然芝フィールドに係る利用制限」、「宿泊室を一般利用する場合における優先利用の特例」等の基本的な事項については、スポーツセンターのホームページに掲載している「神奈川県立スポーツセンターの優先利用に関する基本的取扱い」を御覧ください。